

輪島市監査公表第59号

平成28年11月9日付発監査第183号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

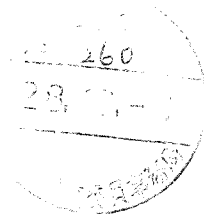
平成28年12月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄





収放第77号  
平成28年12月1日

輪島市監査委員 高野 哲 男 様  
輪島市監査委員 小 山 栄 様

輪島市長 梶 文 秋

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監 査 対 象 機 関 放 送 課

監 査 執 行 年 月 日 平 成 2 8 年 1 1 月 2 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①ケーブルテレビ・インターネット使用料の滞納について</p> <p>滞納額の削減に向け、今後も、計画的に職員一丸となり取り組まれない。</p>	<p>使用料の滞納者に対しては、毎月発送する督促状のほか、滞納月数により催告状及び長期滞納者に対してのサービス停止案内を送付し、指定期日までに納付または連絡がない場合、サービス停止の強制措置を取って放送課へ連絡するよう促しており、入金確認後や今後の納付計画についての相談並びに指導後にサービス提供の再開を行っている。</p> <p>その中でも悪質な滞納常習者に対しては、滞納額の一部納付ではサービスの提供を再開せず、滞納の解消に努めている。</p> <p>また、催告状の発送対象とする滞納月数を前年度より更に短縮し、滞納件数の増加防止に取り組んでいる。</p>	<p>措置済</p>